

ふみだそう、私の未来は私がつくる。選挙が変える私の未来。

# 東京都議会議員選挙

投票日

## 7月4日(日)

投票時間

## 午前7時～午後8時

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組み、東京都議会議員選挙を行います。  
※投票開始～午前10時の時間帯が比較的空いています。



4年に一度の  
東京都議会議員  
選挙です

Licensed by  
TOKYO TOWER



## 投票できる人

次の要件に該当する人は、選挙人名簿に登録され、投票することができます。

### 対象

- (1)平成15年7月5日以前に生まれた人
- (2)令和3年3月24日までに港区に転入届出をし、6月24日(木)時点で、引き続き港区に住んでいる(住民基本台帳に登録されている)人
- (3)令和3年2月24日以降に港区から転出した人で、転出前に引き続き3カ月以上港区の住民基本台帳に登録されていた人

### 区外から転入した人は

令和3年3月25日以降に港区へ転入した人は、港区で投票することができません。前住所地が都内の人は、前住所地で投票できる場合もありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。前住所地で投票する際は、港区発行の住民票(選挙用として無料で発行します)をご用意ください。手続きの時間が短くなります。

### 区外に転出した人は

令和3年2月24日以降に都内の他市区町村へ転出した人で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、港区に登録があれば港区で投票することになります。その際には、新住所地発行の住民票(選挙用として無料で発行してもらえます)をご用意ください。手続きの時間が短くなります。

ただし、都外へ転出した人は投票することができません。  
※いずれの場合も、港区または前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 区内で転居した人は

令和3年6月8日以降に区内で転居の届け出をした人は、前住所地の投票所で投票することになります。



## 投票所における 新型コロナウイルス感染症 対策について

投票所では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組みます。ご理解、ご協力をお願いします。

### 選挙管理委員会が行う感染症対策

- (1)投票管理者、投票立会人および投票所従事職員のマスクの着用
- (2)職員等の前に飛沫防止フィルムの設置
- (3)アルコール消毒液の設置
- (4)定期的な換気
- (5)記載台、鉛筆等の定期的な消毒

### 有権者の皆さんにお願いする感染症対策

- (1)黒鉛筆またはシャープペンシルの持参
- (2)マスクの着用
- (3)周りの人との距離の確保
- (4)咳エチケット、投票所入り口での手指消毒、来場前後の手洗い



## 投票所入場整理券 (世帯単位で郵送します)

投票に出掛ける際には、6月22日(火)以降に発送予定の「投票所入場整理券」を忘れずにお持ちください。「投票所入場整理券」は世帯単位で郵送します。

「投票所入場整理券」が届いたら、開封して内容をご確認ください。  
なお、「投票所入場整理券」をなくした場合や、手元に届いていない場合でも、港区の選挙人名簿に登録されていて、投票日に選挙権のある人は投票することができますので、投票所の係員にお申し出ください。

## 不在者投票



### 指定施設での投票

病院や老人ホーム等の指定施設に入院・入所中の人は、施設内で投票することができる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

### 滞在地での投票

区外に滞在している人が、滞在先の選挙管理委員会で投票する方法があります。滞在地で投票する場合は、早めにお問い合わせください。

### 郵便等による投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの人で、障害や要介護の状態が表1に該当する人は、郵便等による不在者投票をすることができます。選挙管理委員会に郵便等投票証明書を交付申請し、証明書の交付を受けることにより、お住まいの場所から郵送で不在者投票をすることができます。

併せて、上肢または視覚の障害の程度が表2に該当する人は、代理記載人が選挙人に代わって記載する方法により投票することができます。

郵便等による投票をすることができる人は、「郵便等投票証明書」を添えて、6月30日(水)までに、投票用紙等をご請求ください。詳しくは、お問い合わせください。

表1 郵便等による投票をすることができる人

所持している手帳の種類等	障害・要介護の程度	障害名
身体障害者手帳	1・2級	両下肢・体幹・移動機能の障害
	1・3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
	1～3級	免疫・肝臓の障害
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	両下肢・体幹の障害
	特別項症～第3項症	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害
介護保険被保険者証	要介護5	-

表2 郵便等による投票を代理記載により投票をすることができる人

所持している手帳の種類	障害の程度	障害名
身体障害者手帳	1級	上肢・視覚の障害
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	上肢・視覚の障害

## 候補者を知るには



### 選挙公報の発行

立候補者の氏名・経歴・政見・写真等を載せた選挙公報を、6月28日(月)以降に、今回から各戸に配布予定です。都ホームページ <https://www.senkyo.metro.tokyo.jp> からご覧いただけます。

区役所、各総合支所管理課・台場分室、みなと保健所、各いきいきプラザ、各港区立図書館等の区の施設や一部都営地下鉄の駅でも配布しますので、ご覧ください。

視覚に障害がある人には、点字版の候補者情報と、カセットテープおよびデジCDによる音声版選挙のお知らせを準備していますので、お問い合わせください。

### 公営ポスター掲示場

立候補者のポスターを掲示する公営ポスター掲示場を、区内の309カ所に設置しています。

## 安心して投票所へ



けがや病気等で付き添いや介助が必要な人、小さなお子さんがいる人は、一緒に投票所に入ることができます。

投票所で介助が必要な人は、遠慮なく係員にお申し出ください。

### けが等で字が書けない人

係員が決められた手続きに従い、代筆します。投票の秘密は固く守られます。

### 身体に障害のある人

車いすに座ったままで記入できる記載台を用意しています。

### 視覚に障害のある人

点字用の投票用紙を用意しています。

### 聴覚に障害のある人

コミュニケーションボード、ホワイトボードを用意しています。

### お子さんの同伴について

お子さん(18歳未満の幼児・児童・生徒等)も一緒に、投票所に入場できます。

総務省の調査では、「子どもの頃に保護者の投票に連れられて行った経験の有無が投票意欲に影響している」との結果が出ています。小さい頃から選挙や投票に親しむことは、家庭での主権者教育につながります。

## 投票所への移動支援が必要な人は

投票所への移動支援が必要な人で、障害のある人はお住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係へ、介護認定を受けている人はケアマネジャーまたはお近くの高齢者相談センターにご相談ください。

欄外参照

## 即日開票します

投票日当日の午後8時40分から港区スポーツセンターで開票します。

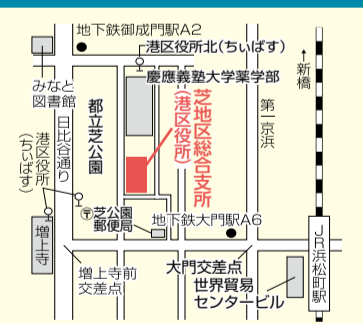
## 期日前投票ができる場所・日時

「3密」を避けるために、期日前投票をご活用ください。

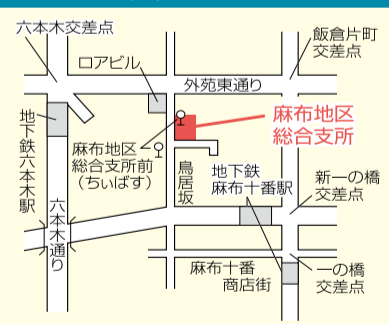
「投票所入場整理券」をお持ちの上、お越しください。事前に、「投票所入場整理券」の裏面に印刷されている「投票宣誓書」に必要事項を明記の上、係員の案内に従って投票してください。

6月26日(土)～7月3日(土) 午前8時30分～午後8時

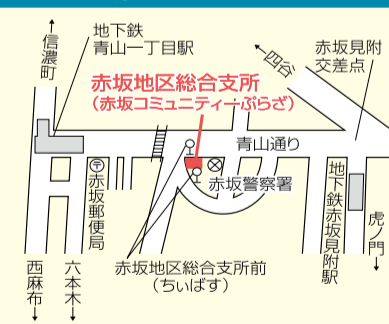
### 芝地区総合支所(港区役所)1階 芝公園1-5-25



### 麻布地区総合支所3階 六本木5-16-45



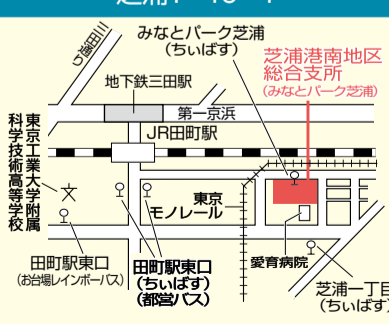
### 赤坂地区総合支所2階 赤坂4-18-13



### 高輪区民センター1階 高輪1-16-25



### 芝浦港南地区総合支所1階 芝浦1-16-1



### 台場分室1階会議室 台場1-5-1

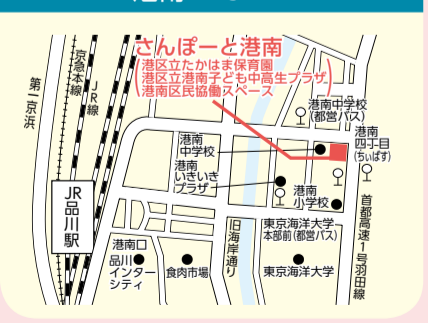


期日前投票も午後8時までできるよ



6月26日(土)～7月3日(土)  
午前10時～午後8時

### さんぽーと港南2階 港南4-3-7



### 問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎3578-2765～9